

公益法人のガバナンスの更なる強化等に
関する有識者会議（第4回）
議事録

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する 有識者会議（第4回）

日 時：令和2年3月16日（月）10:00～12:10

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室

【出席者】

委員 山野目座長、佐久間（毅）座長代理、梶谷委員、河島委員、
佐久間（清）委員、山本委員、吉見委員

法人 公益財団法人 全日本柔道連盟 中里専務理事
公益社団法人 日本小児科医会 伊藤副会長
公益社団法人 3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構
仲田常任理事
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 井上事務局長

事務局 （内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
米澤室長、北原次長、小林参事官、見次企画官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

（1）公益法人のヒアリング

- ・公益財団法人 全日本柔道連盟
- ・公益社団法人 日本小児科医会
- ・公益社団法人 3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構
- ・公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

（2）報告事項

3. 閉会

○山野目座長 おはようございます。ただいまから、第4回「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、このような状況の中、集っていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、勝又委員が御欠席でいらっしゃいます。

それでは、本日の議事についての御案内を申し上げます。本日は、4つの公益法人の皆様からのヒアリングをいたし、その後、報告事項として予定されている2つの議題について、御相談、御案内を差し上げるといふことにいたします。

初めに、公益法人のヒアリングについて前回に引き続きまして議題といたします。ヒアリングの進め方についての御案内を申し上げます。

本日、ヒアリングを伺う法人から各15分程度発言をいただき、その後、それぞれについて15分程度の質疑応答を委員の皆様をお願いしたいと考えております。

それでは、ヒアリングを始めます。最初に、公益財団法人全日本柔道連盟の中里専務理事からお話を伺うことにいたします。

中里専務理事におかれましては、大変お忙しい中、御準備をいただきまして、この有識者会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

御発言に当たりましては、全日本柔道連盟の事業概要や規模を御紹介いただいた上で、この有識者会議において検討している基本的な論点の各項目についてお持ちでいらっしゃる御認識や御意見をお伺いしたいと考えます。

全日本柔道連盟からは事前に資料3を提出していただいておりますから、委員の皆様におかれてはそれを参照いただきながらお話を聴いていただきたいと思います。

それでは、中里様、どうぞよろしくお願いたします。

○全日本柔道連盟（中里氏） 中里でございます。よろしくお願いたします。

まず、お手元の資料に沿って当連盟の概要について御説明したいと存じます。

当連盟は昭和24年に創立されまして、昭和63年に法人格を取得し、平成24年に公益財団法人へ移行してございます。

当連盟の目的は、資料にありますとおり、柔道競技界の統括団体として、柔道の普及・振興を図り、国民の心身の健全な発展に寄与することです。

事業内容は、競技者、指導者の育成、協議会、講習会の開催等です。

会員は14万人強、事務所は文京区春日の講道館本館内にございます。

理事は、現在28名、監事は3名です。職員数は42名。

平成30年度決算では、経常収益14億円強、経常費用は14億円弱となっております。

さて、公益法人のガバナンスのあり方についてですが、当連盟は、中央協議団体としてスポーツ庁が制定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守を事実上義

務づけられておりますので、自主的、自律的という部分には相当な制約があるという状況にありますことをまず御理解いただきたいと思います。また、評議員の半数以上は参加団体の代表を充てるということが内規で定められておりますので、評議員の確保に苦勞するということは特にございません。当連盟の規模は、経常収益14億円強と、企業でいえば小企業であって、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守は相当な負担になってございます。法人の規模に応じたガバナンスの確保という観点は非常に重要だと思っております。

次に、評議員、社員のあり方についてですが、基本的な論点で独立評議員とされているものは、スポーツ団体ガバナンスコードという外部評議員と同じ趣旨のものと理解しております。外部評議員の基準も、ガバナンスコードで定義されております。スポーツ団体ガバナンスコードでは、外部評議員の目標割合を25%以上とすることとされておりますが、当連盟では既にこの目標をクリアーしてありまして、特に難しい水準とは考えておりません。

財団の評議員も役員等の責任追及の訴えを提起することができるようにするということは、ガバナンス上は望ましいと思っておりますが、役員責任賠償保険のようなものも検討しなければならなくなりますので、実務上の負担はそれなりに重いと考えております。

連盟の性格上、評議員資格について実務上余り意識することはございませんが、一定の制約があってしかるべきだと思っております。評議員の数については、定款で25名以上35名以内と定めてありまして、基本的な論点での視点とは実態がやや異なるかなと思っております。

次に役員のある方についてですが、理事についても、評議員と同じように、スポーツ団体ガバナンスコードに外部理事の目標割合を25%以上としなければならないという定めがございますが、当連盟ではこの目標をクリアーしてあります。独立監事に関する定めは、ガバナンスコード上はありませんが、当連盟の監事は、弁護士、公認会計士の方をお願いしてありまして、専門性もあり、外部性もある方だと認識しております。

また、理事について、外部性、独立性の基準もガバナンスコードに定められております。当連盟の規模では、常勤監事を置くほどの業務量はございませんで、相応の規模がある法人でなければ義務づけることは難しいのではないかと感じております。また、理事に関しては、むしろ監督機能に特化していくべきではないかと考えてありまして、一部の理事を除いて、日常業務には関与すべきではないと考えております。

次に、外部監査機能の徹底についてですが、当連盟は会計監査人設置基準には該当してございませんが、自主的に会計監査人を設置してありまして、それなりに有益であると考えております。

当連盟の場合は、補助金等を支給する団体の監査も受けております。補助金等を支給する団体による監査も一般的なものと思いますので、新たな設置基準は必要ないのではないかと考えております。

最後に、ガバナンスの自立性と透明性の確保についてですが、法人が作成・開示する資料のガバナンスに関する記載は十分だと思っております。当連盟では、主要な規定類もホームページ上で開示しております。閲覧請求に関しても、現行の仕組みで問題ないと思っております。また、公益法人インフォメーションを実際に使ってみました、それなりに便利なものだと思っております。

ガバナンスコードに関しては、スポーツ団体には規模小体なところが多くて、何らかのガイドラインがないと対応が難しいという側面もございます。ガバナンス強化の手がかりになるという意義があると思っております。

ただし、足元では、先ほど来申し上げているように、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守を事実上義務づけられておりますので、こちらに従わざるを得ないという状況でございます。

ちょっと短いですが、私からの御説明は以上です。

○山野目座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより、委員からの質疑応答の時間にいたします。どうぞ委員の皆様におかれましては御随意に御発言いただきたく存じます。いかがでしょうか。

○佐久間（毅）座長代理 大変よく分かりました。ありがとうございました。外部評議員と外部理事について伺いたいのですけれども、25%以上の目標割合があるということ伺いまして、それが達成されておるとおっしゃいました。ということは、外部評議員、外部理事とも、全体の人数を拝見しますと、6～7名はおられるということでしょうか。

○全日本柔道連盟（中里氏） そうですね。外部理事については8名と、資料3をめくった裏に「6. 役員等に関する事項」というのがありまして、この一番下に書いてあります※がついている人が、スポーツ団体ガバナンスコードでいう外部理事なのですね。ですから、現在、8名が外部理事である。評議員は現在30名おりますけれども、こちら8名、外部理事、外部評議員がおりますので、そんな状況です。

○佐久間（毅）座長代理 ありがとうございます。その8名の方を選任される仕組みは、理事と評議員で同じなのか違うのか、違う場合はどういう仕組みをとっておられるのか、規定を設けておられるのかおられないのか。あるいは、8人というと結構人数としては多いと思っておりますので、その選任に当たってお困りになるようなこととか、あるいは工夫されていることがおありでしたら教えていただきたいのですけれども。

○全日本柔道連盟（中里氏） 理事については、役員候補者選定委員会というものを設けておりました、そこで候補者を選ぶということになります。こちらも、スポーツ団体ガバナンスコードに従って、委員会そのもの人選の枠組みもございますので、それに沿った委員会が既にございます、その委員会で候補者を決めるということにしております。

評議員については、評議員選定委員会がございますので、そちらで決めるということになってございます。

○佐久間（毅）座長代理 ありがとうございます。その評議員選定委員会というのはどういう人的構成になっていて、どのように運営されておるのでしょうか。

○全日本柔道連盟（中里氏） 評議員選定委員会は、いわゆる学識経験者、大学の先生、それから自衛隊の御出身の方とか、それから、外部の方ですが、今、監事をお願いしている方、それから事務局からも入って、そんな構成になってございます。

○佐久間（毅）座長代理 ありがとうございます。最後に、かなりしっかりとした組織をつくられて、人数もたくさん選任されていると思うのですが、私は実態としてよく分かりませんが、最初に中規模だとおっしゃったかと思いますが、御法人の規模に照らし、あるいはそれまでの運営に照らして、新たに外部評議員、外部理事を設けなければならないということになった後に負担感が格段に増したということがおありであるかということが1点。

もう1点は、その負担感が増したか増していないかにかかわらず、外部評議員とか外部理事の設置によって相応の法人運営上の利点というものが認められるか、ある程度メリットはあるとお感じになるか、ならないか。もしお感じになるとすればどういうところか教えていただきたく存じます。

○全日本柔道連盟（中里氏） まず選任については、実は理事、評議員ともに定年制を設けておりました、定年で退任されるという方が基本的にはいらっしゃる。その方にどなたか適当な方がいらっしゃいませんかと、外部理事、外部評議員についてはそのように伺うというのが一つのやり方で、あとはそれなりの人脈を使って紹介してもらおうというようなこともしております。

それで、これはいいことかどうか分からないのですが、理事会、評議員会をやると、御発言のかなりの部分は外部評議員、外部理事の方が発言されるということで、特に地方の地区柔道連盟であるとか実業柔道連盟、学生柔道連盟の辺りの発言はそんなに多くないということなので、議論の活発化には非常に貢献していただいていると思っております。

○佐久間（毅）座長代理 ありがとうございます。

○吉見委員 ありがとうございます。まず、スポーツ団体ガバナンスコードが適用されるためにかなりいろいろな仕組みを入れてこざるを得なかったというよ

うなお話もございましたけれども、一方で、例えば外部評議員の規定などというのは特に難しいレベル感ではないというお話もございました。

そういう中で、スポーツ関係の団体ではもっと規模の小さいところがあり、そこでもこのスポーツ団体ガバナンスコードが適用されるところもあるかと思えますけれども、やはり規模感に応じて、このスポーツ団体ガバナンスコードが求めるものに対応するのは難しいといいたいまいしょうか、かなり努力をしないといけない、あるいは負担感が大きくなるといったような状況を、意見交換などでほかの団体などについて把握されているところがございましたらお伺いしたいと思います。つまり、規模感に応じていろいろ考えなければいけない問題点があるかということでございます。それが1つ。

もう一つは、理事につきまして、理事は日常業務に対して関与すべきではないのではないかという御発言があったかと思いますが、一方で、この役員の一覧の表を見ますと、常勤の専務理事を置いておられるという組織になっているわけで、そうしますと、常勤の専務理事の役割というのは日常的にどういう役割を基本的に想定されているのか、あるいは今行われているのかということ、この2つについてお伺いしたいと思います。

○全日本柔道連盟（中里氏） 他の競技団体については、必ずしも全て公益法人化しているわけではないというところもございますが、スポーツ団体ガバナンスコードについては、2020年度から適合性審査が始まるという状況になっておりまして、実際に適合性審査を受けたところはまだないわけでございますが、私どもは2020年度に受けるという通告は受けておりますけれども、ある程度柔道連盟がやることを見ているという団体が多くて、それぞれ手探りのところもあると思っております。日本オリンピック委員会に加盟しているという意味では、100ちょっとのスポーツ団体、大体4分の1ずつ、適合性審査を受けていきますので、最初に受けるところは、スポーツ団体としては大きい規模のところ選ばれていると聞いておりますので、取りあえず2020年度についてはみんな乗り切って、それ以降、だんだん小さな競技団体もそれを見ながら整備していくという格好になるのではないかと思います。数十の規定を要求されている中で、私どもでも幾つか足りないものがあって、そういうものを実際につくっていく。それも、私どもでいうと、私、専務理事と、それから事務局長、総務課長と、それから顧問弁護士、大体5名くらいでやっておりますが、連盟といいますか、協議団体によっては全部で5～6人しかいないというところもたくさんございますので、なかなかこれをこなすのはつらいのではないかなと想像はしております。

それから、一応監督を分離していくという中でもどうしてもつなぎを果たす役割がございますので、今は実際にその業務を担当している副会長、常務理事がたくさんおるのですけれども、徐々にそこは代表理事と業務執行理事のみが理事と

して残って、あとは業務を担当する、いわば執行役員のような立場になっていくと想定しております。その中で、業務執行理事として専務理事の私はそのつなぎ役になっていくということかなあと考えております。

○吉見委員 ありがとうございます。

○山野目座長 公益財団法人全日本柔道連盟におかれましては、本日、資料を御用意いただき、ここでお話を賜り、委員の質疑応答に御協力をいただきました。おいでいただいた専務理事の中里様には誠に御高配を賜りましたことに深く御礼申し上げます。

公益財団法人全日本柔道連盟のヒアリングをここまでといたします。

○全日本柔道連盟（中里氏） ありがとうございます。

（全日本柔道連盟 退室）

（日本小児科医会 入室）

○山野目座長 続きまして、公益社団法人日本小児科医会の伊藤副会長からお話を伺うことといたします。伊藤副会長におかれましては、本日は御多用の中、当有識者会議に御来駕を賜りまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

御発言に当たりましては、日本小児科医会の事業概要や規模をお話しいただいた上で、この有識者会議において検討しておりますところの「基本的な論点」の各項目についての御認識でいらっしゃるかと御意見を伺いたいと考えます。15分ほどでお話を伺うことがかかないますればありがたいと存じます。

日本小児科医会からは事前に資料4の提出がありますから、委員の皆様におかれましては、それを併せて御参照いただきますようお願いいたします。また、追加での配付物もございます。

それでは、伊藤副会長におかれまして、どうぞよろしくようお願いいたします。

○日本小児科医会（伊藤氏） おはようございます。日本小児科医会の伊藤でございます。副会長を拝命しております。

事前に送らせていただきました資料を中心にお話しさせていただきますけれども、コロナのほうの関係で非常に会議とか対策のため、昨日も理事会を朝から晩までいろいろやっていたものですから、ヒアリングの主なところの御質問の用紙が当日配付になったので失礼いたします。

本会は昭和54年に、小児医療のアカデミアの中心の日本小児科学会の理事長が小児医療全般にわたる医療体制の確立を目指し、小児医療改善に関する重要項目を発表されました。その中で、全国的な開業医を中心とした診療所である小児科医会の結成がこれからの小児医療の現場を健全に育成していくためには必要だということで提言され、全国小児科医会連絡会が開催され、小児科医会設立準備委員会を発足しました。5年後の昭和59年に日本小児科医会が創立されております。

そして、小児医療改善のための事業を中心に積極的な事業展開を続けるとともに、国際的にもWHOのEPI (Expanded program on immunization) ということで、免疫をつける、要はワクチンを中心とした活動への協力、またラオスのポリオ撲滅に関するJICAの活動に参画する資金援助、それから中国と日中育児の研究会開催などを中心に活動してまいりました。

近年、不登校、いじめなどの問題が叫ばれて、神戸の事件をきっかけにしまして小児科医会にできることがあるはずだということで、子どもの心対策委員会が設置されまして、平成11年より「子どもの心」相談医制度を設置いたしております。毎年「子どもの心」相談医の研鑽を図るため、子どもの心研修会を開催しております。平成12年に、当時の厚生省から正式に社団法人日本小児科医会として認可されました。その後、平成23年4月に一般社団法人に移行し、平成27年に公益社団法人小児科医会に移行しております。現会長の神川会長が以前、一般社団法人に一度なって、なぜ公益法人化されたのですかということでのヒアリングに一度こちらに伺っていると思います。

日本小児科医会は発足以来、定款に挙げます小児の保健医療、福祉の充実向上を図るために事業を行っております。現在、大まかにいうと、そこに書いてありますけれども、11から13の委員会を展開しています。公衆衛生委員会、乳幼児学校保健委員会、子どもの心対策委員会、子どもとメディア委員会、国際委員会、小児救急医療委員会、社会保険委員会、学術教育委員会、広報委員会、ホームページ委員会、地域総合小児医療検討委員会等を設置し、小児医療では、日本小児科学会、それから、ちょっと多職種になってはいますが、日本小児保健協会、そして、最近加わっていますけれども日本小児外科系協議会、そして私たちの医会、4団体で奇数月に毎回、会長、副会長等が集まりまして、日本の小児医療保健福祉等について協議しております。そして、さらに日本医師会などと協力して、子育てや子育て時のよりよい環境づくりに最大限の努力を図っているところでございます。

先ほど述べましたように、子どもの心対策委員会では研修会を定期的で開催することで、約1,000名の心の相談医を育て、育成し、発達障害などの相談に当たっております。公衆衛生委員会では、予防接種の普及と会員への最新の情報伝達に努力しております。それから、乳幼児学校保健委員会は、学校医や園医、嘱託医が学校や幼稚園、保育園での問題解決をなし得る研修の場を提供しております。

国際委員会は主に海外で生活している法人の子どもたちの健康維持に努め、ネットを使ったような相談を海外から受けております。小児救急委員会は、#8000事業といいまして、子どもの電話救急相談です。簡単にいうと0.5次救急のような、病院に行く前にまず医療相談を、病院に行く必要があるかどうか等の、あるいは育児等の相談を時間外に充実して行っております。

また、4年前に地域総合小児医療認定医制度という制度を発足しまして会員のうちの1,000名が登録医となっています。子どものかかりつけ医として小児科医が一生懸命地域で貢献してやっていこうということで、このかかりつけ医制度を充実させようとしております。

3年前の12月に成育基本法という基本法が国会のほうで成立しましたが、最初は小児保健法ということで、乳幼児期、あるいは中学生ぐらいまでのお話でしたが、成人になるまでの時期を成育期と言いますけれども、そこまで含めた医療・保健・福祉等を包含した基本法をつくるということでお願いしました。後でも出てくるかも分かりませんが、この成育基本法の成立に対して我々が公益化したということが非常に役立ったのではないかと現在考えております。

子育てを社会全体の問題として捉え、みんなで支援することに地域小児医療を担っている小児科医の努力が必要であり、その法律の中にも書いてありますけれども、重い責任を担うということが記載されていまして、我々小児科医は貢献してまいりたいと思います。

現在、会員数は合計5,500人ぐらいでございます。A会員が3,300名、B会員が2,200名ぐらいで、賛助会員が8名となっております。代議員という表現を使っておりますけれども、評議員が80名。それから職員としましては常勤が5名、非常勤が2名の計7名という組織になっております。以上我々日本小児科医会の設立経緯、目的、それから、今活動しているところの概要でございます。

それから、今回、ヒアリングのお尋ねの件が、配付されましたところのA4の3枚の資料でございます。まず「公益法人のガバナンスのあり方」ということで、国民に信頼され、国策の一端を担う法人として、1つ、法令遵守の基。1つ、情報公開に努力。1つ、ガバナンスを強化・浸透させることが大切だということです。本会は、現在、役員報酬はありません。それから、本会は公益目的事業内容を調査研究事業、学術集会及び研修会事業、普及啓発、支援事業に分けて運営しています。平時通常は会員の会費が主で約7割、次に研修会参加費事業収益を合わせた収入で収支相償で運営しております。

過去の大災害時は被災地の子どもを中心にミルク・離乳食の提供、無料任意予防接種事業、車両提供、石巻の漁村にドームハウス、それから仙台に子どもの家の建設援助、PTSDなど子どもの心の支援、そして医療提供などに企業のCSRの利用と会費と寄附から行いました。その後の災害でも規模は小さいですが、その都度支援させていただいております。

疾病構造の変化もあり、心の状態に対し子どもの体の健康は向上したためもあり、他の医療分野の医師より減収傾向であるため、他医療関係団体より低額である会費も値上げできない状態です。また、少子化の影響下、会員も高齢化し女性の小児科医は主にB会員となり増加傾向ですが、全体としては主たるA会員の小

児科医数は年々減少傾向が増大し、会員数増員が大きなテーマです。

公益として一般の方への関連情報、非会員の小児医療関係者へもホームページを中心に情報提供に努めていますので、会員として入会しなくても会員と同様の情報が入手できてしまう悩ましい側面があります。予算額も約1億2,000万円年額の小規模で、期末残高も次年度分予算額相当のみです。金銭的ガバナンスを崩す隙や余裕はない経理状況です。

平成29年度から初めて厚労省の分析事業を受け、補助金を1件約3,000万円いただいています。先ほどお話ししました#8000の分析事業にあたります。本事業の継続性は毎年度評価されますが、次年度分はその年度間際にならないと決定されません。事業に関係しアウトソーシングで依頼している業者ではそれ以前に年間契約締結を求められます。もし補助金継続がなければ本会からの支出になり大きな負担となる危惧の現状があります。

ガバナンスとして大事な法人への閲覧請求対象になる情報開示は全て本会ホームページ上に現在掲載されています。

(1)の「評議員・社員のあり方」ですけれども、本会は都道府県各小児科医会とは本部支部の関係にはなく、ほぼ独立して活動していて、その一部は法人化している医会も存在します。本会会員のみの方と両方入会している方もいます。会員は学会と違い勤務先責任者になるか、独立して開業されて初めて入会されます。本会はおおむね各都道府県正会員100人に1人の割合で選出される代議員で現在80名をもってして社員としております。代議員は2年に1度の選挙で都道府県別に改選されますので、ガバナンス維持に影響は与えないものと思います。また、代議員会・正副議長がほぼ毎回理事会に発言可能な形で代議員会を代表して御出席いただいているので、ガバナンスの主翼となっていていただいています。

(2)の「役員のあり方」ですけれども、本会の理事は現在33名、そのうち代表理事が5名、業務執行理事が13名、業務執行理事の行う事業を監督する理事は15名。理事のうちの外部役員は3名で、弁護士、司法書士、大手出版社代表。ただ、弁護士の方は昔からのつながりで、わずかな顧問料で顧問弁護士に就任していただいています。3人の外部理事の方は理事会以外でも的確に御意見、御発言をいただき、理事会業務のようなものは無報酬で御就任いただき利益相反も生じていません。また、以前は全国紙の新聞社の方もいらっしゃいましたが、勤務先会社の方針変更で御退任されました。

監事は、本会の代議員や役員の経験者で2名、理事会への出席を必須としています。

(3)の「監査体制の徹底」ですけれども、本会は公認会計士事務所に会計監査を委託し、逐次御相談・訂正いただき、総会前には監事2名と御一緒に監査を受け御指導をいただいております。

(4)の「ガバナンスの自律性と透明性の確保」の「①国民によるガバナンスの実効性を高める」ですが、行政府と同じだけの実効性を求めることは極めてコストがかかります。理事は本会の業務を御自分の休日・平日夜間を中心とした医療の合間にこなしていただいています。理事会は年5～6回、理事会を補完するため、会長・副会長会は年3回、首都圏の理事は毎月2回、事務局で会合を開催しています。そのほかは交通費、会議室費、通信費、時間を節約するためメールにて協議・情報共有を行っています。会報・ニュースも会員向けに年計4回、紙ベースで発行していますが、今後、経費等を考え電子化の方向を検討し始めました。また、近年、ガバナンスの自律性と透明性、そして国民への情報提供などのサービスを迅速さを伴って行うため、積極的に本会のホームページを運用・改善しています。

「②ガバナンス・コード」。行政庁がモデルを考え、法人が自分の法人に合ったガバナンス・コードを考えることで、自律性や透明性を確保する一歩となればよいと判断されます。今後、他団体のものも参考にして、本会も独自のガバナンス・コード作成に着手し、法人事業を積極的・持続的・効果的に展開できればと考えております。

「(5) 残余財産の帰属」ということで、(ア)承認制、(イ)開示することと記載しましたが、本会の目的が子どものための医療・保健・福祉・教育への貢献ですので、子どもがいなくならない限り解散はありませんので、本件に関し会内での議論・検討は行われたことはありません。

以上でございます。

○山野目座長 目下、喫緊の課題に立ち向かっておられる、そちらに活動の中心がおありでいらっしゃる中で、こちらの会議でお尋ねしたことにつきましても御懇切に資料を御用意いただいて、貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより委員会からの質疑を差し上げます。どうぞ委員の皆様、お願いいたします。

○佐久間(清)委員 御説明ありがとうございました。ちょっと私のほうで気になったのが、予算規模が1億少しという比較的小規模と言われている法人だと思うのですが、そういった中で、今の御説明の中で会計監査を受けられているということでございました。今まで有識者会議では、小規模な法人にとって会計監査を受けるということは非常に費用等の負担があるのではないかというお話が幾つか出てきておりまして、予算が少ない中で会計監査を受けるということになった経緯というものがございましたらそれをお聞かせ願いたいのと、会計監査を受けるに当たっての費用負担ですとか、監査を受ける労力の負担とか、いろいろあると思うのですが、その辺の負担感というのもできたら教えていただ

きたい。2点でございます。よろしく願いいたします。

○日本小児科医会（伊藤氏） 今、私は監査をお願いするための費用というのをちょっと存じ上げないのですが、後で、もし必要でしたら、御報告申し上げますけれども、何分、医師が主な職能団体ですので、こういう経理的な側面は全く素人でございますので、やはり専門家に御指導いただくということが従来からの習慣となっておりますので、法人格が変更以前の初段階からこの監査を受けている歴史がございますので余り負担感とか抵抗感はございませんけれども、当然、素人ですから、監査の時期になったよということでの準備とか、いろいろ心構えが必要だと思います。また、普段、ほかのところと違いまして、事務局に我々役員が常駐しているわけではございませんので、その点でも第三者の監査の方等に事務局が健全に運営されているかどうかチェックしていただく必要はどうしても、コストベネフィットを考えますと必要ではないかと考えているところです。

○佐久間（清）委員 ありがとうございます。

○佐久間（毅）座長代理 貴重なお話、ありがとうございます。比較的最近において公益法人になられたということについて少し伺いたいのですが、恥ずかしながら、私、前会長が別の有識者会議にお越しになったということ存じませんので、かいつまんで結構ですので、一般法人から公益法人にどうして変更されることになったのかということをお教えいただきたいのが1点です。

2点目として、現状、公益法人化された目的が達せられているとお考えかどうか。所期の目的が完全に達成ということはないでしょうけれども、公益法人になってよかったとお考えであるかどうか。

さらに3点目として、反対に、公益法人になったためにやや負担感が増したとか、全体としては公益法人になってよかったという評価であられたとしましても、この点は公益法人になってややつらいということがおありでしたらお教えいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○日本小児科医会（伊藤氏） 法人法が変更になった段階で、会員の中でいろいろ議論が当然どの団体もあったと思うのですが、当時の会長先生が、公益法人になるといろいろな拘束があるから、まずは一般法人でスタートして、様子見て、公益法人にまた変更することが可能だということなのでということで、まず一般法人で。なかなか一般法人から公益法人、公益法人から一般法人ところころ変わるわけにはいかないの、最初から公益法人で高い縛りがあるよりは、自由に仕事ができるほうが良いというお話で、当時の会長先生が一般を選択されました。

そのときに、総務の担当理事だった先生が現在会長になられております。その間にもう一人、会長先生がいらっしやいまして、先ほどお話ししました成育基本法、これを成立させるには、先ほど言いました小児関係の団体、他団体は公益法

人なのです。うちだけ一般法人でありましたので、同等な土俵でいろいろ仕事していくためには、それからまた行政にお話しするにも、やはり公益法人という資格が必要ではないかという判断のもとに、公益化に踏み切りました。

ただ、公益法人になりますと、行政からの会議への出席とか、我々、先ほど言いましたように、診療所の人間ですから、日中に出席を求められたり、いろいろ大変なところもあるところですけども、おかげさまで成育基本法が、そして今その協議会ができており、この秋に実施されますので、その点では非常に公益法人になってよかったなと感じております。

そして、私は医師会の会長もやっているのですけれども、医師会は、私のところは一般法人で、歯科医師会さんは、僕のエリアだと公益法人なのですね。東京都の管轄になると思うのですけれども、公益の分野として税金の対象が認められるように、なるべく公益的に目的を達成されるように、いろんな諸事業を考えてその医師会のほうの関係はやっておりますので、一般でも50%は超えているところでございます。

今、我々がやっている医会はもう公益法人化されて、ほぼ100%、公益の仕事しかしていないところです。負担としては、現在は、もともとやっている仕事が公益的な目的なので、最初から公益法人を選んでもよかったかなと考えているところです。以上です。

○佐久間（毅）座長代理 どうもありがとうございました。

○吉見委員 1点お伺いします。社員の選任は、代議員という形で、代議員がすなわち法人法上の社員となっているというお話で、都道府県別、そして、会員、正会員の割合に応じて、現在80名ぐらい選任されているということですが、これは選挙で選任というお話がありましたけれども、実質的にどういう形になっているか。すなわち、選挙という規定が設けられていても、実はなかなか立候補者がいなくて、推薦でありますとか、あるいは、立候補者がいるのだけれども、立候補者と当選者がほぼ同じ数に常になっているという場合もいろいろな団体においてはあるかと思うのですが、そういう点で、代議員の選挙がどのような形で今行われているかということについて状況をお伺いできればと思います。

○日本小児科医会（伊藤氏） 現在、先ほどあり方というところでお話ししましたけれども、日本小児科医会と都道府県小児科医会は、ある意味、別個なものでございますので、小児科医会のほうから、その会員数の割合で、都道府県小児科医会に何名を選任していただけますというお願いをいつも、時期が近くなるとしておりますので、その選考方法は、ある意味、都道府県小児科医会にお任せしている状態です。

ですから、恐らく、都道府県小児科医会の役員の方の中、あるいは各支部の委員長さんとか、そういう方が民主的な方法で選出されて我々の社員になっていた

だけにいるということになります。

○吉見委員 わかりました。そうしますと、実質的には各都道府県にそういう代議員の選任を含めてお任せしているという状態にあるということですね。

○日本小児科医会（伊藤氏） はい。

○吉見委員 分かりました。ありがとうございました。

○佐久間（毅）座長代理 すみません。もう一度お願いいたします。

理事は全員非常勤でいらっしゃるのでしょうか。それとも常勤の理事が何人かおられるのでしょうか。

○日本小児科医会（伊藤氏） 常勤という意味がちょっと分からないのですが、専任の理事はおりません。それから、先ほどお話ししましたように、無報酬です。

○佐久間（毅）座長代理 無報酬だと伺いましたので一応まず伺ったのですが、あくまで仮の話ですけれども、理事を最低1人は専任ないし常勤にすべきであるというようなことになったとしたら、御法人ではやはり相当の負担感であり、それは難しいとお考えになりますか。それとも、そうなればなっただけ何とか対応できるだろうとお考えになりますか。

○日本小児科医会（伊藤氏） まず結論でお話ししますと、不可能ではないかなと思います。先ほどお話ししました現状で予算額があの程度ですので、専任の理事を雇用するのはまず無理ですし、もし無報酬で専任の理事の方が現れればまた検討させていただきたいとは思いますが、現状では難しいと思います。

○河島委員 先ほど、都道府県別というのでしょうか、地域の医会については一般法人のままのところと公益法人のところといろいろあるとおっしゃっていました。医学系といいますか、医療関係のこういった会が一般法人であるか公益法人であるかについて、どういう傾向が一般的にあるのか、教えていただけますか。

○日本小児科医会（伊藤氏） 我々の医会で、公益法人のところは全く皆無ですね。都道府県の小児科医会では、一般が数件、あるいは、僕らが把握しているだけで1件ぐらい、大阪ですか、あると思います。余り他団体のことはこの場で言っていないのかどうか分かりませんが、例えば開業医を中心とした耳鼻科医会なんていうのは都道府県の支部すら欠けているところがあるので、我々としては、47都道府県しっかり独立していますけれども、小児科医会はそろって、そして、そこからいろいろな方が出てこられて、地域の公平性を保ちながらいろいろな委員を決めたり、ブロック別、地域別で選出していただいておりますので、一部の地域だけの意見が通るということではないところでございます。ある職能団体では、交通費だ、時間だ、何とかというところはどうしても、その本部がある地域の理事とか役員が多い団体が多いのではないかと聞いておりますけれども、本会では全国的に均一に役員と委員とを選ぶ選出方法になっておりますので、

非常に公平性が保たれているのではないかなと思っております。

○山野目座長 よろしゅうございますか。

それでは、公益社団法人日本小児科医会のヒアリングをここまでといたします。伊藤副会長におかれましては、誠に現下御多用の中、当有識者会議の求めに応じて、本日は貴重なお話を賜ることがかないまして、誠にありがとうございました。

○日本小児科医会（伊藤氏） どうも拙いプレゼンテーションで申し訳ございません。

○山野目座長 とんでもございません。引き続きよろしく願いいたします。

（日本小児科医会 退室）

○山野目座長 議事を続けます。

議題「（１）公益法人のヒアリング」は引き続き実施することといたしますが、いささか中断をいたしまして、「（２）報告事項」として予定しております議事の一部をお諮りいたします。

初めに、過般にこの会議においてヒアリングをいたしました厚生労働省から追加の資料がございます。本日、厚生労働省は来ておりませんが、事務局から代わって御紹介を差し上げます。事務局、よろしく願いいたします。

○見次企画官 それでは、御説明させていただきます。

第２回の有識者会議でヒアリングを行いました厚生労働省から追加で回答をいただいております。資料７としてお配りしてございます。

資料７－１と資料７－２がございまして、資料７－１は評議員会の開催回数などにつきまして、改めて詳細に整理していただいたものをお配りしてございます。

なお、資料７－２につきましては、この資料７－１のQ4で、代理出席は可能かということについて、これは認められていないということでもありますけれども、それについての厚生労働省のホームページに掲載している資料についても提出いただいているというものでございます。

なお、資料はございませんけれども、第２回の有識者会議でのヒアリングを踏まえました厚生労働省からの補足の説明ということで、口頭で恐縮ですが、御紹介させていただきます。

社会福祉法人の会計監査人導入の際の監査をする側のほうに視点を置いた御説明について補足の説明ということで厚生労働省から伺っているものでございます。

厚生労働省の退室後も、会計監査人の関係で御議論をいただいております。社会福祉法人の会計監査人が地理的な分布の関係で不足しているのではないかと懸念に対する補足の御説明ということでございます。

以下、説明の内容ですけれども、社会福祉法人制度改革の当初、収益規模10億円超の法人数の推定が約2,000法人あり、地域において担当する会計士が不足する懸念が示されました。第２回の有識者会議でのヒアリング時の厚生労働省の回答

はここまでの内容にとどまっておりましたけれども、退室後にも御議論いただいたことから、補足で説明いたしますということでございます。

具体的には、厚生労働省では、当初の地域遍在の懸念に対応するため、日本公認会計士協会と福祉・医療分野に詳しい会計士の増加やマッチングについて議論し、日本公認会計士協会に御協力をいただきながら対応しているところです。会計士が不足するという主張がある一方で、日本公認会計士協会は対応できるという主張と認識をしておりまして、円滑に導入する観点から、当時、まず収益規模30億円超で導入し、その後拡大していくという段階導入の議論がなされたという側面があります。

現在、会計監査人設置義務法人である収益規模30億円超の法人は約300法人、また、収益規模20億円超30億円以下の法人も約300法人であり、収益規模20億円超、これは合計しますと600法人。この600法人と福祉・医療分野に詳しい会計士を都道府県別に比較すると、地方でもおおむねカバーされるという認識であり、このおおむねカバーされるという認識も踏まえて、収益規模20億円超法人への対象拡大について与党に提案し御議論いただいているところでございます。

以上が第2回の有識者会議でのヒアリングについて、厚生労働省から、口頭で恐縮でございますけれども、補足の説明ということでございます。

続きまして、資料8、こちらは前回第3回にヒアリングを行いました公益財団法人助成財団センターからの追加の回答ということで頂戴しているものでございます。

評議員会の開催回数に関する御質問への御回答のところで、ここはより正確にという趣旨で追加で改めて提出いただいたものですので、御紹介させていただくというものでございます。

また、御報告の最後にありますけれども、資料9としまして「想定される基本的な論点」ということで、御議論を踏まえまして随時追記・修正いたしておりますけれども、前回の御議論を踏まえまして修正しているものでございます。

具体的には、資料9の3ページでございますけれども、外部性、独立性というところに関しまして、前回の御議論を踏まえ追記をしているものでございます。

(ア) のところでございますけれども、「理事を監督・牽制できる評議員としてふさわしい資質や適切な選任方法についての議論を出発点とすべきではないか。その一例として、外部性や独立性に関する議論も考えられるのではないか」と前回の御議論を踏まえて整理しているものでございます。

事務局からの報告は以上でございます。

○山野目座長 事務局から資料7、8、9について御説明を差し上げました。資料7、8についても御不審の点があればお尋ねをいただきます。資料9についても御案内を差し上げたとおりでございまして、実質は資料9の3ページのところ

で、赤線で示しているところでありますけれども、前回の御議論で、この評議員の選任について、もう少し実質のあり方についてヒアリング等で事実認識を深めた上で今後の制度変更や運用の改善の参考にすべきではないかという観点を複数の委員からお話しいただきました。

これまで、どうしても外部性とか独立性とかいう言葉を比較的正面に押し立てて議論してきたところでありまして、これらのキーワードを用いた議論も、もちろん論点として現段階で排除するということにはなりませんけれども、そのような観点を一方的に強調するというのではなく、もう少しバランスのとれた仕方です。私たちの基本的な論点のメモをバージョンアップしていこうということで、本日お示ししているところでございます。

ヒアリングのために招いている団体がお見えになっているそうですから、ただいま差し上げました資料7、8、9についての委員の皆様方からの御所見等がもしおありでいらしたならば、ヒアリングを終えてからまた伺う機会を設けたいと考えます。

それでは、議事を（1）公益法人からのヒアリングに戻すことにいたします。

（3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構 入室）

○山野目座長 本日、3番目にお話を伺うこととなりますのは、公益社団法人3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構の仲田常任理事でいらっしゃいます。仲田常任理事におかれましては、本日は御多用の中、この有識者会議に御来臨を賜りまして、誠にありがとうございます。

御発言に当たりましては、3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構の事業のあらましや規模についてのお話をいただいた上で、この有識者会議において検討している「基本的な論点」の各項目について、お持ちでいらっしゃる御認識や御意見をお話しいただければありがたいと考えます。15分ほどでお話をいただければ幸いです。

委員の皆様には御案内します。3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構からは事前に資料5の提出を賜っておりますから、併せて御参照いただきますように望みます。

それでは、仲田様、どうぞよろしく願いいたします。

○3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） 着席したままで失礼いたします。

まず、本日はお招きいただきまして、誠にありがとうございます。法人の名前は非常に長たらしいものですから、私ども、311塾と省略して呼んでおります。当塾の代表は三枝成彰と申しますけれども、その名代として、私、常任理事の仲田が参りました。よろしく願いいたします。

まず、当塾、当法人の事業内容について、あらまし、御説明いたしたいと思

ます。まず、設立ですけれども、これは平成 23 年 10 月 5 日、すなわち、東日本大震災が起こった年でございます。約半年ほどの準備期間をかけまして、まず一般社団法人を設立いたしました。

設立の趣意は、この震災についていろいろ国とか地方公共団体では支援が様々な形でなされておりますけれども、特に子どもたちの将来とか個々の子どもたちに特化した支援というものがなされていないという現地からの情報等を得まして、私どもができる支援は何かということをいろいろ考えた末、お父さん、お母さん、あるいはその両方を亡くされた子どもさんたち、本来であれば円満な家庭生活、十分な御両親のしつけのもとに成育されるはずのものが、御両親とも亡くなられた、あるいはお父様、お母様が亡くなられたということで、どうしても普通の家庭とは違った環境に置かれてしまうということで、私どもがそれに成り代わるといってちょっとおこがましいのですけれども、そういった支援、手を差し伸べることができるのではないかとということで、私ども、三枝と林真理子が中心になって動いたのですけれども、幸い周囲にはいろいろな分野のプロフェッショナルとがございますので、我々、その子どもさんたちが将来こういう方向へ進みたいという希望が分かったら、そのプロと直接話を聞く機会を与え、将来どういった勉強をしたらなれるのかとか、そういった仕事はこういう内容だということを通じて子どもさんたちと接触してお教えして、その進路の選択肢を広げ、可能性を広げてやろうではないかというようなことから、この法人を立ち上げました。なお、私ども、支援対象の遺児孤児、つまり、御両親、あるいは片親を亡くされた子どもさんのことを塾生と呼んでおります。

事業の終期ですが、その震災のときにお母さんのおなかの中にいた子どもさんが 20 歳になる一応 20 年間で、一般社会に送り出すに足りる期間として、支援しようではないかということで、事業終期を当面 20 年間ということにいたしました。その活動をする中で公益認定を幸いにもいただきましたので、非常に寄附も集まりやすいということで、その子どもさんたちのためにしてやれることが大きく広がるようになりました。

組織態勢でございますけれども、現在の社員数は 70 名でございます、そのうち、私どもはエンジェルと呼んでいるのですけれども、直接塾生たちとマッチングしまして、A、B、C という塾生がいれば、それは誰々さんとマッチングいたしまして、例えばクリスマスカードを送る、年賀状を送る、それから文通などをする。それから、後でも申し上げますけれども、東京とかで集団支援の際にエンジェルが塾生と直接お話をするというような交流機会を深めるということでやっております、現在、そのエンジェルというのは 47 名おります。理事は 14 名、うち代表理事、三枝と林、それから業務執行理事が 6 名ということでございます。監事は 2 名置きまして、そのうち 1 人は公認会計士にお願いしております。

どんな事業をやっているかということをございますけれども、これについては、現在、昨年末の段階で支援対象である塾生が 235 名おります。

なお、私どもの調査では、2,000 名ちょっと超える人数がお父様、お母様、あるいは片方を亡くされているということが判明しておりますが、ただ、情報がなかなかとれませんので、地方公共団体に問い合わせしてみても、これは個人情報ということで、本当にこれだけの人数なのかと、私ども、2,000 名ちょっとと聞いておるのですけれども、それは分からないのですが、一応それを前提といたしまして、1 割弱ぐらいは支援できるのではないかとということで、現在のところは 235 名。このうち、現に支援中のものは 90 名、支援が一時中断、今後どういう支援をしようかという検討中のものが 84 名と 24 名ということをございます。

具体的な支援内容ですけれども、昨年 1 年間、これはほぼ毎年同じような規模、内容で支援しておりますけれども、例えば家庭教師の謝金とか塾の費用、それからスカイプ、習い事、その他、合わせまして大体 2,000 万円前後を毎年塾生に対する個別の支援ということに充てております。

個別の支援にもう一つございまして、これは発足時に特定費用準備資金を 3 本設立いたしまして、その後 1 本増やしましたけれども、そこからの支援ということで、1 つは非常に高額な教育費がかかる場合、それから医療費ですね。そういう場合につきましての資金として、現在 2,000 万円ちょっとで出発しましたけれども、昨年はその中から 28 万円ほど。東北の某大学に入学された塾生がおりましたが、私ども、支援しようと思っていいたら奨学金がいっぱい出ましたというのですけれども、それでも入学金とかその他もろもろの準備が必要だということで、28 万円ほど支援いたしました。

それから、辰巳基金という、これは発足時に 850 万円ほど御寄附いただきまして、それは子どもさんたちの健康、体の状態、そういったものに使ってくれということで、歯列矯正、それから顎の変形治療ということで 42 万円ほど。これは現地の歯医者さんとか、そういった方々の協力を得ましてこういった費用を出しました。

それから、もう一つは〇〇基金、〇〇という方、御存じの方もおりますけれども、著名な文化人ですね。あの方から 2,000 万円の寄附をいただきまして、それを指定正味財産に繰り入れまして、これは特に医者になりたいという方のために使ってくれという指定がございましたので、それをプールしておりまして、その中から 190 万、200 万円弱というものを補助いたしました。

これは昨年 1 年間の個人に対する個別の支援でございます。

それから、私ども、この個別の支援に対しまして集団支援というものをおこなっておりまして、これは平成 25 年から昨年まで、夏と秋、あるいは初冬に 1 回ずつの年 2 回、夏は夏休みの時期に東京に来てもらいまして、そこでいろんな社会見学、

それから「初めてのクラシック」という音楽会でのクラシック音楽を鑑賞させるということ。それから、私ども役員、あるいは社員、サポーターですけれども、それとの直接の接触の機会、いろいろ話を聞いて相談に乗るということをやっております、その内容が25年から31年まで毎年続けております。

25年の最初はスカイツリー、その次の年は国会議事堂の見学、中を随分見せてもらいました。次の年がフジテレビ見学の後、東京湾岸の工場群の見学、次の年がピーターパン観劇、次の30年はカップヌードルミュージアム体験、実際に工場の中でつくる過程などを勉強してもらいました。それから、去年はライオンキングを観劇させました。

「はじめてのクラシック音楽」というのは、毎年国際フォーラムやサントリーホールで、音楽家が来てくれまして、専ら小中学生を対象にしてクラシック音楽の初歩というものを鑑賞させるという試みで、これに塾生を参加させています。

それから、秋は、27年から始まりまして、雄勝町での体験学習、それから牧場における体験学習、会津の大内宿というところへ連れていきまして、塾生にいろいろ社会見学をさせております。

もちろんこれらの集団支援で大事なものは、私ども役員とか・エンジェル・サポーターとの直接の交流の機会をもつことです。プロの口からいろんな話を聞き、またどう勉強しているのとか、今何の勉強が難しいのとか、中にひょっとしてお医者さんや弁護士になりたいという塾生がいたら、お医者さんや弁護士、今日来ているからちょっとおいでとか、医者や弁護士という社会というのはどういう社会なのかということや、直接塾生に話して、将来、そういった選択の手がかりになってくれればよいなということで、なるだけそういった接触の機会を多くと考えて、こういった集団支援ということをやっております。

この集団支援は毎年ほぼ1泊2日で行っておりますけれども、参加人数は、当法人側と塾生・保護者併せて少ないところで71人から、135人ということですが、副次的に、実は私ども余り考えなかったのですが、小中学生ですので、もちろん一緒に保護者の方もおいでになります。実は保護者の方同士のネットワークが非常に強固にでき上がりました、自分たちはこういうことに困っていると、あるいはこういうことはどうなのということのネットワークができ上がりました、これは東京へ帰った後もいろいろ連絡を取り合っていて、あるいは塾生同士もそういったネットワークができ友達ができたということで、その後ずっと続いていると。それで、毎年そういった友達と会うのが楽しみだと、お母さん方もその後どうしたと、今どうなのということを情報交換し合っているということが副次的に効果として上がってくれまして、私ども、そこまで考えなかったのですが、いい体験かなと今でも考えておまして、今後も続けたいと思っています。この集団支援というのは特定費用準備資金の4,000万円を財源にしてスタ

ートしましたが、まだ基金が残っておりますので使えるのですが、今年はオリンピックの関係で一回中断いたしまして、また来年復活したいと思っております。

広報関係では、毎年会報が1月、4月、8月ということで発行しております、これは、会報を出した都度、内閣府にもお送りしております。あとホームページ、フェイスブックなどで随時いろんな情報を更新しているということでございます。

最後、財務状況でございますが、お配りのグラフをご覧いただきたいと思えますけれども、これは一般社団法人設立から昨年までの全ての収入、支出というものをグラフ化したものでございます。平成24年では、会費、寄附金合わせ2,900万円が収入ですね。それから、昨年は会費と寄附金合わせて5,300万円ということで、グラフで分かりますように、収入関係はほぼ横ばい。29年がちょっと少なかったのですが、横ばいになっているところでございます。

なお、27年度から後、会費の分がぐっと減っておりますけれども、理由は、先ほど申し上げましたけれども、エンジェルになるためには会費25万でスタートしたのです。一般会員の場合は会費1万円として、エンジェル、塾生と直接コミュニケーションをとるという立場でやりたいという方は25万円会費だということでスタートしたのですが、中に途中で抜けるような方がございまして、25万円となりますと未収金が非常に増えてしまうという事態になり、この28年度からはエンジェルも普通の会員も含めて、全て会費は1万円。ただし、エンジェルになる方は24万円寄附してくれと。24万円寄附した方についてはエンジェルを嘱託するというようお願いしておりますので、この24万円は払わなくても、未収金に計上する必要ありませんので、そういう形で何とかクリアーしているわけでございます。それと、皆さん、24万円、しっかり払っていただいておりますので、結局そこできぐっと寄附金が減るようなことはございません。

それから支出のほうですが、これは2年間ちょっと赤字になったのですが、あとはちょっとお金が残っており、管理費と事業費はこういった割合になっております。これらの収支については、私どもは会計のほうを会計事務所に頼んでおりまして、その辺と検討いたしまして、遊休資産というものは生じないと、指摘されないようにということで会計上の処理を考えております。

以上が大体私どもの事業内容の概要でございます。

公益法人のガバナンスのあり方について、ちょっと筆が滑ったところでございますけれども、私、一般社団法人立ち上げのときからずっとこの法人に携わっております、常に大事に考えているのが、法人の憲法である定款でございます。それから、定款に基づいていろいろ理事会で規則をつくっておりますけれども、そういったものに基づいてきちりとやらないとこれは大変なことになると。ガバナンスの基本というのは定款、それから規則と、そういったものに忠実に従うということが大切であることを常に役員全員が念頭に置いて法人運営に当たって

います。もしその規則が不都合であれば、その都度変更するなどしてやらなければいけませんけれども、現にある規則というものはきっちり守らなければならない。それを守っている限りにおいてはめったなことは起きないだろうという前提でございますが、理事の方は、家庭の主婦の方もございますし、それから忙しい方もございますので、定款とか規則について常に見返すというような余裕がなかなかないようでございますので、私は、何か問題が起こった都度、定款上どうなっているのだと、規則はどうなっているのだと、この支出は規則のどこに当たるかということについて、その原典に当たるようにと事務局とか担当理事にお願いしております。

その前提として基本としては、これは随分以前にいただいたのですが、この冊子ですね。非常によくできている『公益法人の各機関の役割と責任』、これは全理事に配っております。それを見ながら、常に理事はこうあるべきだということを都度話題に取り上げて、きっちりお話しするというようお願いしております。そういった規則が非常に重要だということ。これは徹底するのはなかなか大変ですけれども、気がついた都度、根拠を示して、こうあるべき、こうやってはいかんと、それこそガバナンスの基本であると考えております。

それからもう一つは、ここに書いてあるように、公益法人では余りありませんけれども、特に NPO なんかではお金の使い込みとか、NPO 法人を利用して何かを使うとかいうことがあるようでございますけれども、特にお金の問題ということになりますと非常に重要なことで、私ども、事務局には、小口現金として5万円以上のものは持たせておりません。それ以上の金、例えば会費1万円が入っても、全てそれは銀行に入れろということで、小口の収支以外については全て銀行経由・口座経由としております。ですから、口座を通らない金の出し入れはないはずでございます。それは、私ども、その都度、通帳等確認しておりますけれども、特に大口の寄附等ございますので、決して間違いが起きないように、一晩事務局の机の中に眠るということはないように、入れたら必ずその日のうちに口座に入金しろという扱いをしております。そうすると使い込みという機会はかなり減るのではないかと、私どもの法人ではないと信じておりますけれども、信じてはだめなので、これは確かめなければだめですね。理事は常に。そのように心がけております。

いずれにしても、日本だと、ガバナンスいろいろありますけれども、とにかく定款、規則というものをきっちりとしたものをつくって、理事全員がこれを完全に理解して、それに従った行為をするということ。それから、金につきましては、現金を扱わない。小口以外はですね。そういったことを徹底しておけば、少なくとも、不正の問題とかは、ガバナンス上いろいろあるかもしれませんが、そういった問題は起こらないのではないかなと考えて、これまで運営してまいり

ました。

○山野目座長 ありがとうございます。法人のあらまし、御様子から、今般、私どものほうで考えている諸問題についての御所見を賜りまして、大変有益でございました。御礼申し上げます。委員の皆様方からの御質疑をもらうことにいたします。いかがでしょうか。

○梶谷委員 大変すばらしい活動をなさっているということで、深く感銘を受けました。

まず、業務執行の体制ですが、業務執行理事、常任の方が6名ということですが、どのような構成の方がなさっているのでしょうか。

また、常任の事務局の方は2名で、業務執行理事の方に比べると少ないですが、その理事と事務局の役割分担は、どのようになっていますでしょうか。

3つ目は、業務執行の理事をなさっている方のガバナンスについての認識についておっしゃっていただき、ガバナンスの考え方について指導なさっているとのことでしたが、例えば、独立の外部の方を入れることにより、その構成にもよると思いますが、業務執行のあり方についての認識がより改善される、あるいはそうはならない、というような御意見等はございますでしょうか。

以上の3点でございます。

○3. 11 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） まず、最初の業務執行理事ですが、弁護士2名、他の公益法人の理事をしている男性と女性、幅広い社会活動をされている女性、会社経営に当たっている女性です。

ちなみに、この6人は私ども役員と呼んでおりまして、月に1回必ず集まりまして、事業報告、事業は今こういうことをやっている、問題点の突き上げとか、そういった討議を月に1回必ずやっております。その議事録も必ず作っております、それを全理事に対して常に配付して問題意識を共有化しているという工夫をしております。

次に、事務局の常勤の2人ですが、1人は総括的なこと、特に塾生・保護者との連絡調整、それから塾の契約どうするとか、そういった実質上のこと。それからもう1人は、専ら会計、金の出し入れ、それから記帳関係を、会計はパソコン会計でございますけれども、やっております。それで、金のことは非常に重要なものですから、ほかのことは余りやらせないで、主に会計について専従させております。それ以外に、いろんな行事等ございますればポイント的に3人前後のアルバイトをその都度雇って仕事させているという体制をとっております。

それから、常勤でございますけれども、実は代表理事の三枝の事務所の一角を私ども賃借しております、したがって、自動的に代表理事が常勤ということになっております。私も週1～2回は必ず行くようにしております。

それから、次に外部ですけれども、確かにおっしゃるとおりですね。特に会計

監査のほうですけれども、今、2人のうち1人が公認会計士ですけれども、これが実は元社員なのですね。ですから、純然たる外部ではないのです。したがって、報酬も出していないのです。ちょっと問題がありますので、彼が所属している監査法人、これについてもお願いできないかということ、実は今日の夜、社員総会があるのですけれども、そのときにちょっとお話しして、ちょっとみんなの意見を聞こうかなと思っております。

○梶谷委員　すでに理事に弁護士2名が入っているということですが、一般的に外部の役員の方を入れることがガバナンス向上になるかという点について御意見ございますでしょうか。

○3. 11 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏）　特に内部からはそのような要望は挙がっておりませんが、実際の業務執行理事の仕事は、どうしても塾生との直接の連絡とか、現地との折衝とか、そういった本当の実務が必要になってくるものですから、確かに外部理事、これは社外取締役もそうですけれども、必要性があるということは理解できないではありませんので、そういったことについて、もし外部から入れたら業務執行理事としてどういった業務をしていただくことになるかというのをちょっと検討いたしたいと思っております。

○吉見委員　ありがとうございました。2つお尋ねしたいと思いますが、1つは、社員の選任をどのようにされているかということでございます。70名の社員数であって、うちエンジェルが47名とおっしゃられましたので、例えばエンジェルの方は自動的に社員をお願いするというような仕組みになっているのか、あるいは、そのエンジェルでない方ももちろん社員になっているということであれば、その社員はどうやって選ばれているのかということ。それが1点でございます。

もう一つは、御法人の場合ですと、20年間の活動を予定していて、その間には成人になる塾生の方がどんどん増えていく。逆にいいますと、対象となる塾生は減っていくことが想定されるわけですけれども、そうなりますと、事業内容もだんだんと小さくなっていくということが想定されるわけですが、理事を含む様々な組織構造、あるいは、事務局はお二人しか常勤はいないということでもありますけれども、先ほど会計監査を入れたいというお話もありましたが、そうやってだんだん、組織の仕組みのほうが大きくなっていってしまう。むしろ事業が小さくなっていくと、理事の数でありますとか社員の数も含めて、組織の規模を小さくしていくということも将来的に想定されているのかどうかについてはどうなのでしょう。

この2点、お尋ねしたいと思えます。

○3. 11 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏）　まず第1問目でございますけれども、社員は、これは定款にありますように、申し込みを受けまし

て、それで代表理事のほうで承認した者を社員にするということですが、これは性質上、子どもさんに直接対するというので、誰でもというわけにはいきません。NPOと違いまして。そういったことで、かなり厳格な審査をさせていただいております。それで、70名からは、社員は原則増やさないと、この70名の社員の中でやっていこうという考えのほうが現在は強いかと思います。

それで、エンジェルと一般ですが、社員のことを、私ども、サポーターと言っていますけれども、70名全員がサポーター、社員です。その中で特にしょっちゅう塾生とこういふことができるようにされているという方については、先ほど申し上げましたように、誰でもエンジェルというわけにはいきませんので、特に子どもさんとの直接の接触ということを非常にクリアーに考えなければいけませんので、選んでエンジェルというのをお願いして、先ほど言ったように、24万円の特別寄附ということでエンジェルをお願いしております。

○吉見委員 確認ですが、そうしますと、むしろ社員の方がまずおられて、その社員の中からエンジェルをお願いする方を選んでいるようなイメージでしょうか。

○3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） そうです。初めからエンジェルを募集しているわけではありません。エンジェルという言葉はちょっと恥ずかしいのですが、最初、発足時のスタートでそうってしまったものですから。

それから、人が減るといふ話ですが、実はおっしゃるとおりですね。そのところは随分、公益認定の説明資料で求められました。私ども、20年分の塾生の数の増減と、それに対してどのような財政的処理をするかということも20年分全部出しました。ところが、余り減らないのですね。子どもさんたちが小学校入るまでに5年6年ありますし、入ってからも、小学校、中学校ありますので、どうも塾生が先細りということは余りないようでございますけれども、さすがにあと5年6年、10年近くなりますと減りますので、その辺のところは規模も縮小して、支援対象の塾生がいなくなれば当然私たちもすることございませんので、その辺のところも、例えば寄附活動を控えるとか、財政規模も縮小して、その事業に合った衣に着替えようかと思っております。

○吉見委員 ありがとうございます。

○河島委員 大口寄附をされた方と代表理事、業務執行理事もしくはほかの理事との重なりといふのはあるのでしょうか。大口寄附をした人が同時に理事にもなっているのでしょうか。

○3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） 大口寄附といふのは幾らぐらいのことをおっしゃっているのですか。

○河島委員 ちょっと想像つきませんが、例えば1,000万以上。

○3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） 理事はほとんどエ

ンジェルでございますので、そのエンジェルの範囲内の寄附ということで。専ら理事の仕事は寄附金を集めるのが仕事でございますので。

○佐久間（毅）座長代理 先ほどの吉見委員が御質問されたことの続きのようなものになりますけれども、事業の終期が一応今決められており、その事業の終期に合わせて、業務が変わっていく可能性があるというお話だったのですが、現在では、この事業終期とされているところで法人を解散されるおつもりなのか、そうでないのか。現在のところ、もし解散されるおつもりだといたしますと、まだそこまで検討されてはいないとは思いますが、基本的な論点の5番目としまして残余財産の帰属先についての論点がございまして、その残余財産の帰属先について、今よりは行政庁の関与を例えば強めるということが論点として挙がっているのですが、それについて何かお考えがあればお教えいただければと存じます。

○3. 11 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（仲田氏） 寿命が20年ということも公益認定のとき随分聞かれまして、20年たったら自然解散のように持っていくのか、それとも解散決議するのかということですが、私自身の考え方としては、多分、解散決議だろうと思っております。そのときまでにできれば塾生のために使い果たしたいのですけれども、もし余った場合であれば、これは定款に書いてありますとおり、地方公共団体、その他同種の目的を持った法人に対する寄附ということになるかと思えます。残余財産についてはその処理について「届出」なのか「承認」なのかという問題がございまして、どちらでも構いませんけれども、承認ということになりますと非常に気が楽になると私自身は考えてはおります。けれども、そのような段階はできるだけ残余財産ないように、ですから、寄附もだんだんに抑えて、終局的には、最後の塾生が20歳になったときには使い切るというぐらいの計画でやっていきたいなと思っております。

○山野目座長 法人の解散については、ほかの法人にヒアリングをしても、私どもは永久に続きますから考えたことはありません、というお話ばかりで、意見を伺うチャンスがなくて困っておったところでありまして、本日はお話を伺うことができ、私どもとしては大変参考になりました。委員の皆様、ほかにおありでしょうか。

よろしゅうございますか。

そうしましたら、311塾のヒアリングをここまでといたします。仲田常任理事におかれましては、御多用の中お見えいただきまして貴重なお話をいただき、質疑応答に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

（3. 11 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構 退室）

（日本芸能実演家団体協議会 入室）

○山野目座長 ヒアリングを続けます。続きまして、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会の井上事務局長からお話を伺うことにいたします。井上事務局長に

おかれましては、誠に御多用の中、この有識者会議に御来駕を賜りまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

御発言に当たりましては、日本芸能実演家団体協議会の事業のあらましや規模についてお話をいただいた上で、この有識者会議において検討している基本的な論点の各項目につきまして、合わせて15分ほどのお時間で御認識や御意見をおっしゃっていただければありがたいと存じます。

委員の皆様方に御案内をします。日本芸能実演家団体協議会からは、事前に資料6の提出をいただいておりますから、併せて参照くださるように望みます。

それでは、井上様、どうぞよろしくお願いいたします。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） おはようございます。公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、略して芸団協と申しますが、事務局長の井上でございます。

本日のヒアリングにお招きいただきまして、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

まず、芸団協設立の経緯でございます。芸団協は、俳優、歌手、演奏家、演出家、それから舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家の団体、それから、スタッフ、制作者等の団体を正会員としております社団法人でございます。

団体設立してから55年が経過し、公益認定していただいてから8年が経過いたしました。芸団協設立のいきさつでございますが、沖縄がまだ外国だったころ、NHKが沖縄の民間放送局に番組を供給する際に発生する著作権隣接権の権利処理をする際に、その対価を日本の実演家に支払うことになりまして、その受け皿としてできたのが芸団協でございます。

その対価を出演した実演家一人一人に支払っても恐らく数円にしかならないということがございましたので、それであれば実演家全体のためにそのお金を使おうではないかということになりまして、専従の事務局員を雇いまして、実演家の権利獲得の運動を開始したのがそもそもの始まりでございます。

当初は、安心して芸能活動ができるようにと、芸能人年金制度をスタートさせる等、福祉面の運動が先行いたしました。その後、実演家の実態調査、放送番組における不当な扱いへの抗議、海賊版ビデオ販売の阻止とか実演家の地位向上のための活動を行いつつ、著作権隣接権に係る事業を行い、今日に至ります。

法人の規模でございますが、お手元の年次報告書の11ページを御覧いただきたいと思っております。事業費は約90億円、役員数は、会長及び常務理事が5名で、業務執行理事が6名、理事合計が21名となります。職員数は60名弱、会員数は、演劇、邦楽、洋楽、舞踊、演芸その他の各ジャンル合計で68団体となっております。

それでは、事業の概要でございます。芸団協は、「芸能が豊かな社会をつくる」を基本理念といたしまして、我が国の多様な実演芸術の振興を図り、国民の実演

芸術の鑑賞と享受の機会をつくり出し、実演芸術の創造のサイクルを円滑に機能・充実させることにより、より豊かな社会づくりに貢献することを目的に掲げ、文化芸術振興事業としての3つのカテゴリーの事業を展開しております。

1つ目が実演家の著作隣接権に係る事業、2つ目が実演芸術振興事業、3つ目が実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する調査研究と提言事業でございます。

それでは、先ほどと同じように、年次報告を参考に簡単に事業内容を説明いたします。年次報告をまず開いていただきまして、先頭に、芸団協の理念と、それから能楽師でもある野村会長の御挨拶に続きまして、各事業の説明と続きます。

ちなみに、昨年11月に会長は文化勲章を受章いたしました。野村会長は昭和52年に芸団協理事に就任いたしまして、平成9年から現在に至るまで芸団協会長を務めております。芸団協会長として我が国の芸能の発展・向上に尽力していることも受章理由として掲げられております。

一ページめくっていただきまして、2ページ目、実演家著作隣接権センター事業でございます。放送局は、商業用レコード、すなわち、音楽CDを使用した場合、権利者である実演家、すなわち、音楽CDの録音に参加したミュージシャンに使用料を支払わなければならないとなっております。個々の実演家が多数の放送局に対して使用料の交渉、請求を行い、支払いを受けることは現実的ではありません。

そこで、国は芸団協を使用料の徴収・分配ができる唯一の団体として指定して、実演家から委任を受けた芸団協は放送局と交渉し、まとめて使用料を徴収し、様々な調査、計算を行い、実演家に分配を行います。

そこで、なぜ放送局は実演家に使用料を支払わなければならないかと申しますと、まずは、著作権法に定められておりますが、その立法の精神でございますが、昔は実演家である演奏家は放送局に出向いて、放送番組に生で音楽をつけておりました。これがレコードに代用されるようになりますと、演奏家の仕事がなくなってしまうことへの補償的な意味合い、それから、放送局はレコードを使用して相当な利益を上げているわけですから、収益の一部を実演家に還元すべきとの考え方がございます。放送局がスムーズに音楽CDを利用でき、そのことにより視聴者が多様なコンテンツを享受する機会が確保されます。このことはCDレンタル事業者も同様で、芸団協はまとめてCDレンタル事業者から使用料を徴収し、実演家に分配しております。

3ページを御覧ください。徴収額は、年次報告の推移グラフのとおり、80～90億円で推移してございます。徴収額の内訳は、9割近くが先ほどの放送局から徴収する二次使用料が占めておりまして、最近では送信可能化使用料として分類しておりますが、配信の割合が増えてございます。

4ページ目を御覧ください。商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料等は利用者から使用楽曲の報告を受けまして、使用料を権利者に分配しております。

委任者の数は年々増加し、9万人を超えてございます。当然ですが、毎年新譜のレコードが発売されますので、分配対象楽曲も増加しております。

5ページ目を御覧ください。日本の音楽CDも、当然ながら海外の放送局でも使用されます。一方、日本の放送局も海外の音楽CDを使用いたします。海外にも芸団協と同じような集中管理団体がございまして、お互い協定を結び、相互に徴収・分配を行っております。

法制広報業務といたしましては、冊子の発行、ホームページの運営、勉強会の開催等を行っております。

めくっていただきまして、右側の実演芸術振興事業でございます。まずは「実演芸術の魅力を届ける」をモチーフとして、文化庁、東京都及び新宿区などから委託を受けまして、御覧のとおり、様々な事業を行っております。1つが、各地の伝統建築や史跡を舞台に、自治体とも協力し、文化財の観光資源としての価値と、実演芸術の新しい魅力を提案したり、外国人関係者等に向けて伝統文化を体験する機会を提供、多様な芸能を気軽に体験できるプログラムを提供しております。

めくっていただいて、8ページ目を御覧ください。「次代を育てる」をモチーフとして、真ん中右側の絵でございますが、これはキッズ伝統体験プログラムという名前の事業でございまして、子どもたちに対して数カ月にもわたり伝統芸能をお稽古し、最後に国立劇場などで発表を行う事業でございます。

それから、下段でございますが、学校に出向き、伝統芸能を体験させる事業、それから実演芸術の専門人材の育成と強化を狙った事業等がございます。

9ページ目を御覧ください。中段に記載されておりますが、実演芸術の担い手の拠点といたしまして、平成17年に西新宿に芸能花伝舎を設置・運営しております。こちらは新宿区との文化協定のもと、廃校になった旧淀川第3小学校を借り受けたものでございまして、実演芸術に係る研修、体験事業を実施、また各種実演芸術の稽古場として提供しております。また、芸団協会員者の事務所としても活用し、5月5日の子どもの日には体験広場として多くの方々に開放しております。

ちなみに、昨年度は4,500名の方に来ていただいております。

10ページ目を御覧ください。こちらが調査研究・政策提言事業でございます。「実演芸術を取り巻く環境を整えていくために」ということで、権利問題研究プロジェクトでの検討、著作権法改正に向けた議論への参加、実演家の地域ネットワーク形成、劇場等演出空間運用基準協議会の運営協力などの活動を行っております。

また、「文化芸術を政策の基盤に」として、「文化芸術省」創設を政府に提言するなどの活動を行っております。

以上が芸団協の事業概要となります。

続きまして、各論点に対する意見を述べさせていただきます。時間的な制約もございますので、要点を絞って御説明させていただきたいと思っております。

まず、論点②「役員のあり方」に関してでございます。こちらは、「独立理事及び独立監事の選任の義務づけについて」ということでございます。会社法における社外取締役、社外監査役制度にならい、公益法人のガバナンス強化策の選択肢の一つとして、独立理事もしくは独立監事制度を新たに創設することは一般論としては首肯できますが、そもそも会社法に社外役員制度を設けるに至った背景には、それまでの我が国の株式会社の役員の大部分が職員出身であったことを受けて、業務執行体制に組み込まれていない社外者も役員にすることにより、客観的・第三者的立場から業務執行を監督・監査することができるようにするという趣旨で導入されたと理解しております。

翻って公益法人においては、非常勤の役員の割合が高く、職員出身のような常勤の役員が数人程度しかいない、または場合によっては0人という法人も少なくございません。

独立理事及び独立監事の選任の義務づけは、既に常勤役員が多数選任されている法人については有用であると考えますが、常勤役員が少ない法人においては、非常勤役員が既に外部性・独立性ある役員として監督・監査機能を有しているといえ、選任の義務づけが不要であるのではないかと考えております。

「常勤役員が少ない公益法人におけるガバナンス強化策について」でございますが、先ほど申し上げましたように、公益法人は株式会社と違い、常勤役員の数が非常勤役員の数に比べ圧倒的に少なく、そもそも業務執行理事も非常勤しかいない法人も多いという特有の事情がございます。公益法人のガバナンスルールについては、基本的に会社法を参考に定められているものと考えますが、公益法人改革から10年が経過し、株式会社の場合とは異なる公益法人の特性や実態に即した独自のガバナンス強化策、具体的には以下のような制度設計がまず検討されるべきであると考えます。

1つ目が「業務執行理事が非常勤の場合」。本来、理事会の「理事の職務の執行の監督機能」、また監事の「理事の職務の執行の監査機能」は、業務執行権限を有する理事、すなわち、業務執行理事を対象とするものでございますが、その前提として、業務執行理事には日常の業務について関与し、把握していることが当然に期待されているものと考えられます。

しかしながら、業務執行理事が非常勤の場合、事務所に常勤して日常の業務に関与している者として職員が実質的な責任を負うことになるところ、職員は社員総会における選任手続を経ているわけではなく、ガバナンス体制としては欠陥がございます。

業務執行理事が非常勤の公益法人の場合は、法定のガバナンス体制を機能させ、また業務執行に対する責任の所在を明確にするため、常勤として日常業務を把握し、かつ、理事会及び監事に対して業務執行の責任を負う「常勤の業務執行理事」を、少なくとも1名以上選任するよう義務づけるべきであると考えます。

2つ目、「業務執行理事が常勤でいる場合」。業務執行理事が常勤でいる場合は、日常の業務に強く関与している理事に対する監事機能を強化するために、常勤監事の選任を義務づけることは首肯できると考えております。

論点③でございます。「外部監査体制の徹底」に関しまして、「(ア) 現行の会計監査設置基準について、地域における専門人材の実情も踏まえ、どう考えるか。その改正が必要な場合、どのような基準とすべきか」でございますが、会計監査人による外部監査を実施することは、情報の適正開示とともに会計の不正防止の抑制に効果はございますが、法人にとってその費用等は大きな負担となります。現行の基準は何らかの意味を持って設定された基準と思っておりますが、現在、外部監査を実施していない公益法人にどのような問題が発生しているか、実態を明らかにする必要があります。基準を変更し新たに外部監査が義務づけられますとその法人に大きな費用負担が発生いたします。外部監査は法人にとって有意義な効果が得られますが、その費用負担は決して少なくないため、外部監査以外の方法も検討する必要があります。例えば行政庁による提出書類のチェック、立入検査等で不正会計の抑止をより一層進める施策等も検討すべきではないかと考えます。

また、監査基準の変更に伴い外部監査を行う公益法人が現状と比べて増える場合には、公益法人の外部監査に対応可能な監査法人、公認会計士の実情の調査も必要でございます。

「(イ) 一定規模以上の補助金を受給している場合には、上記の基準に達していなくても外部監査を求めることとするなど、新たな基準が必要か。必要な場合、どのような基準が考えられるか」でございます。補助金に関しましては、その内容・金額等に様々なものがございます。まずは国や地方自治体が対象となる事業、実施する法人に対しての必要要件を定義するべきでございます。公益法人として個別の外部監査等の基準が必要とは考えておりません。

「(ウ) 社会福祉法人や医療法人など他の非営利法人の外部監査の基準とのバランスを考慮すべきではないか」でございますが、他の非営利法人の現状をよく理解していない部分もございますが、立法趣旨、運営方法等の違う法人を横並びにしてバランスをとる必要はないと考えております。

以上が私どもの御説明となります。ありがとうございました。

○山野目座長 誠にありがとうございました。委員からの質疑の時間に進めることにいたします。いかがでしょうか。

○佐久間（清）委員 丁寧な御説明、ありがとうございました。外部監査の件でちょっとお伺いしたいのですけれども、御意見いただいているその資料の裏面の論点③のところですが、そもそも御法人では外部監査を受けているのか受けていないのかというのが1点と、公益法人様にヒアリングしている中で、規模の小さな法人でも監査を受けていらっしゃる法人も実は先ほどあったのですけれども、この文面を読みますと、外部監査を受けると費用負担が大きいのではないかということをおっしゃっておられますけれども、この大きな費用負担というのはどのような大きさをイメージされているのか。御法人では予算規模は80億か90億ということですが、そういう中で大きな費用負担というのはどのぐらいをイメージされているのかということをお教示いただければと思います。

以上2点でございます。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） まず1つ目でございますけれども、私どもは監査の基準に達しておりますので、外部監査を受けております。費用負担となると、私どもも費用負担が大きいですというお答えをしておりますが、全体的に80億円から90億円の事業費になっております。その多くは、先ほど申し上げましたように、実演家に対する分配金ですので大きく見えてしまいますが年間、外部監査に対する費用そのものも結構な金額となります。また、金額もさることながら、事務局の負担と申しますか、やはり監査のための様々な対応、準備等がありますので、そういったところも決して軽くはない負担になるのかと考えております。

○佐久間（清）委員 ありがとうございます。

○河島委員 ありがとうございます。今の資料6-1でいろいろと御意見書かれている内容についてですけれども、これは芸団協としてのお答えなのか、芸団協の加入団体といいますか、68団体あるとおっしゃっていましたので、その辺りを全部見渡しておっしゃっているのか、そこのところがよく分からないのですが。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） 10年たって、今回、いろいろ変えるべきところは変えたほうがよろしいのではないかとということが趣旨だと思います。そういった意味でいうと、全体のことを考えたお答えが求められていることなのかと思います。

一方、実態となると、先ほども御説明したように、公益社団法人の中で、私どもは割と規模が大きいほうだとは思っているのですけれども、私どもよりもうんと小さいというか、ちょっと変な言い方ですが、数名の職員以下しかいないとか、数名の役員しかいないとかいうこともございますので、それに当たる部分もあるかと思っておりますけれども、私ども、先ほど申し上げたように、会長と業務執行理事合計で6名おりますが、業務執行理事は全員非常勤でありますので、実際、私が事務局長として、それから職員が日々業務をやっている中で、業務執行

理事がいないというところで、結構不便というか、そういったところを日々感じる部分がございますので、ここで書いてある業務執行理事が非常勤の場合ということで義務づけたほうがいいのではないかという意見は割と自分の団体の実情を反映した意見ととっていただいてもよろしいかと考えます。

○山野目座長 関わっておられる諸団体の意見の集約によってお出しいただいた御意見だと受け止めてよろしいものでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） それはないです。特に関係している団体から意見を聴取しているわけではございませんけれども、私ども、68団体ある中で、公益社団法人が16団体ございまして、実際、きちんとしたヒアリングをしているわけではございません。その16団体の中で、常勤の業務執行理事がいらっしゃる団体というのは本当に一握り、数団体でございます。きちんとヒアリングしているわけではございませんけれども、常勤の業務執行理事がいない団体はなかなか大変な思いをしているという話は日々聞くことがございます。

○佐久間（毅）座長代理 今、御説明いただいたことで伺いたいことがございまして、常勤の業務執行理事とおっしゃいました。そこでお考えになっている常勤というのは、営業時間と言っていいのか、公益法人の場合、よく分かりませんが、営業時間に基本的にその法人の事務所におられるか、連絡をとればその法人の仕事のために何か対応することができる、そういう人を常勤とお考えになっておられるのか、もう少し緩やかなものも含めてお考えになっておられるのかというのを1点伺いとうございます。

併せてお願いしたいのは、監事についても、（2）のところで業務執行理事が常勤でいる場合は、監事も常勤監事の選任を義務づけてはどうかと御提言なさっておるのですが、この監事の常勤も同じイメージでいらっしゃるのか。

2点、お教えいただければと思います。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） 常勤の基準というのがちょっと曖昧だとは私も思っておりまして、一番いいのは、職員と同じように、私どもは土日お休みですから、月曜日から金曜日まで毎日来ていただくのがベストだとは考えますが、毎日毎日いろんなことが起きるわけではございませんので、週のうち、はっきりとは申し上げられませんが、ある程度事務所に出向いていただいて、日々、会話、相談、報告、連絡ができるような状況ができればよろしいのかなと思います。何日以上というのはなかなか難しいのかなと考えております。

それから、2つ目の質問で、常勤監事に関しましてもやはり同じようなことになるのかなと。監事は理事に対して監査する立場でございますので、それができる状態であれば週5日いる必要はないのかなと思います。だから、何日いる必要があるのかということよりも、監査する体制があるかないかということが必要なのかなと考えます。

○吉見委員 ありがとうございます。御法人は公認会計士監査法人による外部監査人の監査が義務づけられている法人というお話でございましたけれども、今日いただいた資料の中で、論点③のところでは、主として外部監査人の（イ）というのについて、不正の防止というところに主眼を置いてこのペーパーをお書きになっておられるように見受けたわけでございますけれども、実は公認会計士等による監査というのは不正の発見・防止は目的としていない監査でありますので、御法人が受けられている中で、不正の発見・防止という以外の点で、外部監査人を導入していることによるメリットといたしまししょうか、プラスの面をもしお感じになっている点がありましたらお教えいただきたいと思います。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） 会計監査の目的としては、不正防止ということより、財務諸表、財産目録等必要な決算書が適正に開示されていることの証明と考えています。適正な開示を行っているということは、細かい部分では勘定科目の表示、適正な正味財産計算書等の決算書を作成するためのチェックを受けていることと考えます。

もう一つのメリットといたしましては、私どもは、NHKさんを初め数多くの放送局から使用料を徴収し、最終的にはそのお金を権利者の方々へ配りますので、当法人はその通過地点に位置していると考えます。外部監査を受けて適正とされていることは、そのお金を適正に管理しているということの証となり、信用を得ていることが大きなメリットではないかと思えます。

この公益法人制度導入後、収益或いは費用が1,000億以上の法人がどの程度あるのか、ほとんどないのではないかとと思いますが、私共は負債50億以上ということで法定監査の対象になっておりますが、公益法人へ移行以前からこのような理由で監査を行ってまいりました。

○吉見委員 ありがとうございます。

○佐久間（清）委員 業務執行理事が全員非常勤の場合、少なくとも1名、常勤の理事を置いたほうがいいのではないかとこのところの話ですけれども、これは想定されるのは当然無償でということではないですよ。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） はい。

○佐久間（清）委員 そうすると、比較的規模の小さな法人さんで非常勤の理事ばかりというところが多いと思うのですけれども、そこに常勤を義務づけるということについては、論点③と同じように費用負担が発生してしまうのではないかとと思うのですが、その点のお考えはどうでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） 確かにおっしゃるとおりで、費用負担のことだけで考えれば、常勤の業務執行理事を義務づけるというのは法人に対してある程度の費用負担が発生すると考えますが、ガバナンスをきちんとやりましようという観点からいきますと、先ほどの外部監査人もそうですけれども、ある

程度の費用負担は仕方ないのかと考えます。

ただ、先ほど私が申し上げましたように、非常に小さいところに関して言うと、これは確かに費用負担等が大きくなるということもあると思いますが、きちんと公益法人として成り立つためには、そこの部分はやはり必要ではないかと考えております。

○佐久間（清）委員 今の御説明だと、規模、基準は特に考えないということでしょうか。

○日本芸能実演家団体協議会（井上氏） だから、その基準をどこに持っていくかということもやはりこれからいろいろ検討されるべき部分ではないかなと思います。

○山野目座長 ほかにありますか。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会におかれましては、事前に資料を御用意いただき、本日はここにおいていただいて、委員の御質問にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

（日本芸能実演家団体協議会 退室）

○山野目座長 議事を続けます。議事の（１）公益法人からのヒアリングをここまでといたします。

議事（２）として報告事項がございます。これにつきまして、内容は既に資料7、8、9についての御報告を差し上げました。委員の皆様方からの御質疑や御意見がごありでありますれば、伺います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、報告事項をここまでといたします。

本日、内容にわたる議事はここまででございます。会議の終盤に当たりまして、事務局から次回の予定等についての案内・報告がございますから、お願いいたします。

○小林参事官 それでは、本日の会議の議事概要及び議事録につきましては、これまでと同様に、先生方に御確認いただいた上、公表に移りたいと思います。

次回につきましては、4月2日（木）の15時からを予定しております。東京証券取引所からヒアリングと、公益財団法人日本財団、公益財団法人微生物化学研究会、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団の3つの公益法人からヒアリングを行うことを考えております。

なお、資料10に検討のスケジュールがございますけれども、公益法人からのヒアリングが、日程調整の結果、5月のところまで入っておりますので、当初お配りしていたものに比べますと、6月のところで少し日程を吸収するような形でつくりかえております。

以上でございます。

○山野目座長 次回以降の当会議の運営について御案内いたしました。引き続き

御協力を賜りますようお願いいたします。

本日の議事はここまでといたします。いささか時間が延びてしまいまして御迷惑をおかけいたしました。どうもありがとうございました。